

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和四十一年広島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第4号（第4条関係）

（表面）

（略）

狩猟免許申請書

（略）

（裏面）

（略）

記載上の注意事項

1—3 （略）

4 個人情報の取扱いについて

申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。

また、有害鳥獣捕獲等に係る市町での行政事務のため、市町に申請者の個人情報を提供することがあります。

（略）

注 （略）

様式第4号（第4条関係）

（表面）

（略）

狩猟免許申請書

（略）

（裏面）

（略）

記載上の注意事項

1—3 （略）

（略）

注 （略）

別記様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第4条関係）

（表面）

		受講希望年月日	受講希望会場
整理番号		年 月 日	() 会場
狩猟免許更新申請書			
広島県知事 様		年 月 日	
住所	(〒) (自宅電話番号) (携帯電話番号)		
ふりがな			
氏名			
生年月日	年 月 日		
<p>次のとおり狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。</p> <p>(1) 更新を受けようとする狩猟免許及び第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可（免許の種類欄の□にレ印を付す。）</p>			
<input type="checkbox"/> 網猟免許		<input type="checkbox"/> わな猟免許	
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許		<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	
狩猟免状の番号	交付年月日	交付した都道府県知事	
第 号	年 月 日	知事	
猟銃・空気銃所持許可証番号	猟銃・空気銃所持許可証の交付年月日		
第 号	年 月 日		
適性試験の結果			※適性試験の免除
視力	聴力	運動能力	

(裏面)

(2) 今年度、別の種類の免許を同時に更新、又は新規取得を申請している場合は、その狩猟免許の種類(免許の種類欄の□にレ印を付す。)	
免許の種類	<input type="checkbox"/> 網猟免許・ <input type="checkbox"/> わな猟免許・ <input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許・ <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許
(3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有することの確認(確認がなされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付すること。)	
適性の確認	<input type="checkbox"/>
記載上の注意事項 1 文字は楷書で明瞭に記載すること。 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。 3 個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の事務等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。 また、有害鳥獣捕獲等に係る市町での行政事務のため、市町に申請者の個人情報を提供することがあります。	

手数料欄

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の様式で行っている申請その他の手続は、この規則による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の様式で行われた申請その他の手続とみなす。